

学校法人女子美術大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人女子美術大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、その事務所を東京都杉並区和田1丁目49番8号（女子美術大学内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、創立者、横井玉子、藤田文蔵及びその継承者である佐藤志津の遺志を伝え、教育基本法及び学校教育法に従い、女子に教育を施すことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条第1項に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 女子美術大学大学院 美術研究科
- 二 女子美術大学芸術学部 美術学科、デザイン・工芸学科、アート・デザイン表現学科
- 三 女子美術大学短期大学部 造形学科
- 四 女子美術大学附属高等学校全日制課程 普通科
- 五 女子美術大学附属中学校

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事 9人以上15人以内
- 二 監事 2人

2 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が、1人をこえて含まれることになってはならない。

(理事長)

第6条 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

(常務理事)

第7条 理事（理事長を除く。）のうちから常務理事を理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも同様とする。

(理事の選任)

第8条 理事は、次に掲げる者とする。

- 一 女子美術大学長・女子美術大学短期大学部学長、女子美術大学附属高等学校長・女子美術大学附属中学校長
 - 二 女子美術大学芸術学部長、女子美術大学短期大学部部長
 - 三 評議員のうちから、その互選によって決められた者 3人以上
 - 四 学識経験ある者のうちから、前各号に規定する理事の過半数の議決をもって選任された者 2人以上
- 2 前項第1号第2号及び第3号に規定する理事は、学長、校長もしくは芸術学部長、短期大学部部長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第9条 監事は理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

(役員の新職禁止)

第10条 監事は、理事及び評議員又はこの法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。以下同じ）と兼ねてはならない。

(任期)

第11条 役員（第8条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ）の任期は、4年とする。但し欠員を生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員の新職及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき
- 四 役員たるにふさわしくない非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員の新職)

第13条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けた時は、1月以内に補充しなければならない。

(理事代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第16条 常務理事は、理事長の職務を補佐する。

(理事長の職務の代理及び代行)

第17条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が、順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(監事の職務)

第18条 監事の職務は次の通りとする。

- 一 この法人の業務執行の状況を監査すること
- 二 この法人の財産の状況を監査すること
- 三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- 四 監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣又は理事会及び評議員会に報告すること
- 五 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- 六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(理事会)

第19条 理事会は、理事全員をもって組織する。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、毎年2回以上随時理事長が招集する。
- 4 理事会の招集には、あらかじめ会議に付議すべき事項を記載した通知状を送信しなければならない。
- 5 理事総数の2分の1以上、又は評議員会から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から10日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 理事会の議長は、理事長とする。

(議事の決定)

第20条 理事会は理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を

表示した者は、これをもって出席とみなす。

3 理事会の議事は、第 21 条、第 39 条、第 43 条第 1 項第 1 号、第 44 条、第 45 条及び第 46 条に規定する場合を除く外、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(業務決定の特例)

第 21 条 次に掲げる事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。

一 借入金（当該年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項

二 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
(議事録)

第 22 条 議長は理事会の議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事 2 名が記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第 4 章 評議員会

(評議員会)

第 23 条 評議員会は、次に掲げる評議員 25 人以上 31 人以内をもって組織する。

一 この法人の理事長

二 女子美術大学長・女子美術大学短期大学部学長、女子美術大学附属高等学校長・女子美術大学附属中学校長

三 女子美術大学芸術学部長、女子美術大学短期大学部部長

四 この法人の職員のうちから選任された者 10 人以上

五 この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む）を卒業した者で、年令 25 歳以上の者のうちから選任された者 5 人以上

六 学識経験のある者 5 人以上

2 前項第 2 号第 3 号及び第 4 号に規定する評議員は学長、校長、芸術学部長、短期大学部部長、又はこの法人の職員の地位を退いたときは、評議員の地位を失うものとする。

(評議員の選任)

第 24 条 前条第 1 項第 4 号第 5 号及び第 6 号に規定する評議員は理事会において選任する。

(評議員の任期)

第 25 条 評議員（第 23 条第 1 項第 1 号、第 2 号、及び第 3 号の規定により評議員となる者を除く。この条中以下同じ）の任期は、4 年とする。但し欠員が生じたときの補欠の

評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第 26 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 二 評議員たるにふさわしくない非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任

(議長)

第 27 条 評議員会の議長は理事長とする。

- 2 評議員会に副議長を置き、評議員の互選で決める。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を代理し、又は代行する。

(会議)

第 28 条 評議員会は、毎年 2 回以上随時理事長が招集する。

- 2 評議員会の招集には、あらかじめ会議に付議すべき事項を記載した通知状を発送しなければならない。
- 3 評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。
- 5 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 6 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 前項の場合において議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 8 監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第 29 条 議長は評議員会の議事について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した評議員 2 名が記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第30条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算、借入金（当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項
- 二 事業計画
- 三 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- 四 運用財産のうち不動産及び積立金の管理に関する事項
- 五 寄附金品の募集に関する事項
- 六 寄附行為の変更に関する事項
- 七 合併
- 八 目的たる事業の成功不能による解散
- 九 その他理事長が、この法人の業務に関して重要と認める事項
(評議員会の意見具申等)

第31条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況又は業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第5章 顧問

(顧問)

第32条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

(顧問の嘱託)

第33条 顧問は、理事会の議決を経て理事長がこれを嘱託する。

(顧問の職務)

第34条 顧問は、この法人の諮問に答える。

第6章 資産及び会計

(資産)

第35条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産の2種とする。

- 2 基本財産、運用財産は、私立学校法施行規則第2条第5項の規定による区分に従い、別紙財産目録にそれぞれ記載する財産及び将来それぞれの財産に編入される財産をもって構成する。
- 3 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産、運用財産に編入する。

(会計)

第37条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(会計年度)

第 38 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第 39 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上で理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により成立する。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(評議員会に対する決算及び実績の報告)

第 40 条 決算は、毎会計年度終了後 3 月以内に作成し監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は毎会計年度終了後 3 月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第 41 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

3 この法人は、前項の書類及び第 18 条第 3 号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 42 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

第 7 章 解散

(解散)

第 43 条 この法人は、次の事由によって解散する。

- 一 理事総数の 4 分の 3 以上の議決
- 二 目的たる事業の成功の不能
- 三 学校法人又は私立学校法第 64 条第 4 項の法人との合併
- 四 破産
- 五 私立学校法第 62 条の規定による文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事由に依る解散は、文部科学大臣の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残務財産の帰属者)

第 44 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、他の学校法人その他教育の事業を行う者のうちから、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て選定された者に帰属する。

(合併)

第 45 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上

の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この法人の寄附行為を変更するには、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞いた上で、理事総数の3分の2以上の議決を経、且つ文部科学大臣の認可を得なければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人が法令の規定によりなすべき公告は、女子美術大学掲示場に掲示して行う。

(施行規則)

第48条 この寄附行為の施行規則は、理事会において定める。

付 則

- 1 この寄附行為は、所轄庁の認可を得て、登記完了の日からこれを施行する。
- 2 この法人は第4条に掲げる学校の外、当分の間学校教育法第98条の規定による女子美術専門学校を存置する。
- 3 この法人の組織変更当初の役員は左の通りとする。

理事 佐藤 達次郎

同 加藤 成之

同 森岡 喜三郎

同 長谷 伊人

同 園池 公功

同 石橋 嘉一郎

監事 武長 英三

同 森岡 健二

4 この寄附行為は、平成元年12月22日文部大臣の認可を受け、平成2年4月1日から施行する。

5 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成2年10月29日）から施行する。

6 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年3月16日）から施行する。

7 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成7年7月21日）から施行する。

8 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年1月5日）から施行する。

9 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年3月29日）から施行する。

10 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年5月24日）から施行する。

1 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 14 年 12 月 19 日）から施行する。

1 2 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 15 年 8 月 28 日）から施行する。
（施行期日）

平成 12 年 10 月 11 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（女子美術大学芸術学部 絵画科、工芸科、デザイン科の存続に関する経過措置）

女子美術大学芸術学部 絵画科、工芸科、デザイン科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず平成 13 年 3 月 31 日に当該科に在学するものが当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

（女子美術短期大学 造形科の存続に関する経過措置）

女子美術短期大学 造形科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず平成 13 年 3 月 31 日に当該科に在学するものが当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

1 3 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 17 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 29 年 10 月 11 日）から施行する。

付 則

この寄附行為は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。